

令和4年度メンタルヘルス対策の重点取組事項

(令和4年6月8日福利課長決定)

1 趣旨

道立学校等においては、メンタルヘルス対策の必要性等に対する職員の認識が十分でない現状があることから、職員の意識啓発を図り、メンタルヘルスに関わる取組を定着させるため、道教委は毎年、職場において重点的に取り組むべき事項をまとめた「メンタルヘルス対策の重点取組事項」を示すこととする。

2 令和4年度の重点取組事項

重点取組事項	道教委の取組	学校等の取組
① 研修事業の充実	<ul style="list-style-type: none">○ 平成27年6月22日付け福利課長決定「研修事業の実施方針」を周知する。○ 研修事業の一層の充実に必要な環境整備等に努める。	<ul style="list-style-type: none">● 衛生委員会において、「研修事業の実施方針」に基づき、少なくとも年に一度の職場研修を実施する。(平成27年度から、全ての職場に研修実施を義務付け)
② 衛生委員会の活性化	<ul style="list-style-type: none">○ 「衛生委員会活性化の手引き」を配布する。○ 総括安全衛生委員会の一層の充実を図り、職場の衛生委員会へ積極的に情報提供等を行う。	<ul style="list-style-type: none">● 衛生委員会において、次の諸点の取組に努める。<ul style="list-style-type: none">(1) 「衛生委員会活性化の手引き」を活用し、同委員会の一層の充実に資する。(2) 総括安全衛生委員会からの情報提供等に基づき、職場の衛生委員会の一層の充実に努める。
③ 「メンタルヘルス・アクションプラン」の策定等	<ul style="list-style-type: none">○ 平成27年6月22日付け福利課長決定「アクションプランの策定要領」を周知する。○ 職場における同プランの策定及び実施に必要な環境整備等に努める。	<ul style="list-style-type: none">● 衛生委員会において、「アクションプランの策定要領」に基づき、同プランを策定するとともに、策定事項の円滑な実施に努める。
④ ストレスチェック制度の実施	<ul style="list-style-type: none">○ 令和4年3月22日付け一部改正「道立学校職員ストレスチェック制度実施要綱」等を周知する。	<ul style="list-style-type: none">● 令和4年3月22日付け一部改正「道立学校職員ストレスチェック制度実施要綱」に基づき「ストレスチェック制度」を適切に実施する。

3 職場の重点取組項目の決定等

- (1) 衛生委員会においては、道教委が示す「メンタルヘルス対策の重点取組事項」及び「アクションプランの策定要領」に基づき、今年度の職場の重点取組項目を決定する。
- (2) 衛生委員会においては、一年間、職場の重点取組項目に取り組んだ後、年度末に取組結果の総括を行うなど、PDCAサイクルにより、取組の不断の見直しに努める。
- (3) 年度末に職場のメンタルヘルス対策の取組結果の総括の取りまとめを行うなど、PDCAサイクルにより、取組の不断の見直しに努める。